

雇児発0329第2号
社援発0329第6号
平成24年3月29日

都道府県知事
各指定都市市長殿
中核市市長
児童相談所設置市市長

厚生労働省雇用均等・児童家庭局長

厚生労働省社会・援護局長

社会的養護関係施設における第三者評価及び自己評価の実施について

社会福祉施設等の第三者評価については、平成16年5月7日付け雇児発第0507001号、社援発第0507001号、老発第0507001号「福祉サービス第三者評価事業に関する指針について」（以下「第三者評価指針通知」という。）により実施しているが、平成24年度より、社会的養護関係施設に第三者評価の受審及びその結果の公表が義務づけられることとなったことから、当該施設に対する第三者評価については、第三者評価指針通知のほか、下記に留意の上、適切な実施にご配意願いたい。

また、第三者評価の都道府県推進組織においては、必要な準備を行い、平成24年度後半には、社会的養護関係施設の第三者評価が開始できるよう、推進願いたい。

なお、この通知は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の4第1項の規定に基づく技術的な助言であることを申し添える。

記

1. 趣旨

社会福祉法（昭和26年法律第45号）第78条第1項で、「福祉サービスの質の向上のための措置等」として、「社会福祉事業の経営者は、自らその提供する福祉サービスの質の評価を行うことその他の措置を講ずることにより、常に福祉サービス

を受ける者の立場に立って良質かつ適切な福祉サービスを提供するよう努めなければならない。」と定められ、これに基づき、社会福祉事業の共通の制度として、「福祉サービス第三者評価事業」が行われている。

この第三者評価事業は、社会福祉事業の事業者が任意で受ける仕組みであるが、社会的養護関係施設（児童養護施設、乳児院、情緒障害児短期治療施設、児童自立支援施設及び母子生活支援施設をいう。以下同じ。）については、子どもが施設を選ぶ仕組みでない措置制度等であり、また、施設長による親権代行等の規定もあるほか、被虐待児等が増加し、施設運営の質の向上が必要であることから、第三者評価の実施を義務付けることとした。

このため、「児童福祉施設の設備及び運営に関する基準」（昭和23年厚生省令第63号）第24条の3、第29条の3、第45条の3、第76条の3及び第84条の3で、乳児院、母子生活支援施設、児童養護施設、情緒障害児短期治療施設及び児童自立支援施設については、「自らその行う業務の質の評価を行うとともに、定期的に外部の者による評価を受けて、それらの結果を公表し、常にその改善を図らなければならない。」旨を定め、第三者評価の受審及び自己評価並びにその結果の公表を義務づけることとした。また、各都道府県、指定都市及び児童相談所を設置する市（母子生活支援施設については各都道府県、指定都市及び中核市）では、この基準を参酌し、条例で児童福祉施設の最低基準を定めることとされている。

第三者評価事業は、個々の事業者が事業運営における問題点を把握し、質の向上に結びつけることを目的とするものである。

第三者評価は、まず、評価基準に沿って自己評価を行うことから始まり、施設の職員全体で、施設運営を振り返り、できていることやできていないことを洗い出し、そして、外部の目で評価を受けることを通じて、今後の取組課題を把握することが重要である。外部の第三者に対して、自らの取組を説明できるようになることも重要である。

社会的養護の施設においては、子どもの最善の利益の実現のために、施設運営の質の向上を図るための取組として、第三者評価及び自己評価を行う。

2. 定期的な実施

- (1) 社会的養護の施設は、第三者評価指針通知及びこの通知に基づいて行われる第三者評価を3年に1回以上受審し、その結果の公表をしなければならない。
- (2) また、その間の年においては、第三者評価基準の評価項目に沿って、自己評価を行わなければならない。

3. 推進組織

社会的養護関係施設の第三者評価については、第三者評価指針通知に基づく次の推進組織において推進する。

① 全国推進組織

第三者評価指針通知の別紙「福祉サービス第三者評価事業に関する指針」によ

り、全国社会福祉協議会が、第三者評価事業の全国推進組織と定められている。

なお、同指針による業務に加え、全国推進組織は、社会的養護関係施設第三者評価機関の認証に関する事、社会的養護関係施設についての第三者評価基準及び第三者評価の手法に関する事、第三者評価結果の取扱いに関する事、評価調査者養成研修及び評価調査者継続研修に関する事、その他必要な業務を行う。

② 都道府県推進組織

第三者評価指針通知の別添1「都道府県推進組織に関するガイドライン」に基づき、都道府県、都道府県社会福祉協議会、公益法人又は都道府県が適当と認める団体に、第三者評価事業の都道府県推進組織が設置されている。

4. 第三者評価基準

(1) 施設運営指針と全国共通の第三者評価基準

社会的養護関係施設については、平成24年3月に厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知により施設種別ごとの施設運営指針が定められ、これに基づいて、第三者評価事業の全国推進組織に設けられた評価基準等委員会等で、社会的養護関係施設の第三者評価基準ガイドラインの見直しが行われた。

社会的養護関係施設の第三者評価基準は、第三者評価指針通知の定めにかかわらず、原則として全国共通のものとし、児童養護施設版、乳児院版、情緒障害児短期治療施設版、児童自立支援施設版及び母子生活支援施設版の第三者評価基準は、別添1から別添5までのとおりであり、その評価基準の判断基準、評価基準の考え方等については別に定めるところによる。

なお、この基準は、第三者評価指針通知の別添3「福祉サービス第三者評価基準ガイドライン」に基づく共通53項目を全て含むとともに、施設種別ごとの内容評価基準の項目も合わせて一体のものとして作成しており、また、施設種別の施設運営指針の第Ⅱ部(各論)の構成と項目に対応して作成している。

(2) 都道府県独自の第三者評価基準

都道府県推進組織は、(1)にかかわらず、第三者評価指針通知の別添1(都道府県推進組織に関するガイドライン)により、独自の第三者評価基準を定めることができる。この場合、社会的養護の各施設の施設運営指針に基づくとともに、(1)の全国共通の第三者評価基準をガイドラインとしてこれに基づいて定めるものとする。

なお、第三者評価指針通知においては、社会福祉事業共通の第三者評価事業について、国の定めるガイドラインに基づいて都道府県推進組織で第三者評価基準を定める仕組みとしていることから、当該基準の内容が国のガイドラインと同じである場合も、都道府県推進組織で第三者評価基準自体の策定は行う必要がある。しかしながら、社会的養護については、国が全国共通の第三者評価基準を定めることから、都道府県独自の第三者評価基準を定めない場合には、都道府県推進組織で基準を定める必要はなく、全国共通の第三者評価基準がそのまま適用される。

5. 第三者評価機関

(1) 社会的養護関係施設第三者評価機関の認証

社会的養護関係施設の第三者評価を行う評価機関は、「社会的養護関係施設第三者評価機関」の認証を受けた機関でなければならない。なお、当該認証の有効期間は、認証を受けた日から3年間とする。

社会的養護関係施設は、虐待を受けた児童等が多く措置される施設であったり、DV被害を受けた母子が多く入所する施設であるとともに、今般、第三者評価を義務実施とするため、一層質の高い第三者評価が求められる。しかしながら、社会的養護関係施設については、各地域の施設数が少ない中で第三者評価機関の評価の質を高めるためには、社会的養護関係施設の特質と動向を十分知り、社会的養護関係施設の評価を多数経験し、社会的養護関係施設の質の向上に資する取組に意欲を持つ評価機関であることが必要である。この場合、評価機関数が多くなり評価経験が蓄積できなくなることを避ける必要があり、評価機関はブロックなどの広域あるいは全国の単位で活動することが適当である。このため、既存の第三者評価機関の認証とは別に、社会的養護関係施設の評価機関についての新たな認証を全国共通で行う。

(2) 全国共通の認証

社会的養護関係施設第三者評価機関の認証は、次の要件により、原則として全国推進組織が行い、この認証は全国において有効とする。

① 都道府県推進組織の認証を受けている第三者評価機関にあつては、全国推進組織である全国社会福祉協議会が実施する社会的養護関係施設評価調査者養成研修を受講し、修了した評価調査者が在籍していること。なお、認証の更新時には、3年間に10か所以上の社会的養護関係施設の評価を行うとともに、3年間に全国推進組織が行う研修を受講し修了した評価調査者が在籍し、適切な評価を行っていることを要件とする。

② ①以外の評価機関にあつては、第三者評価指針通知の別添2「福祉サービス第三者評価機関認証ガイドライン」に掲げる要件を満たすとともに、①の要件を満たしていること。

(3) 都道府県独自の認証

都道府県推進組織は、(2)にかかわらず、当該都道府県内において有効な社会的養護関係施設第三者評価機関の認証を行うことができる。

この場合は、「福祉サービス第三者評価機関認証ガイドライン」に基づき都道府県推進組織が定める認証要件を満たすとともに、都道府県推進組織が実施する社会的養護関係施設評価調査者養成研修を受講し、修了した評価調査者が在籍していることを要件とする。なお、認証の更新時には、一定以上の評価実績と評価の質を要件とする。

なお、4(2)で独自の第三者評価基準を設けている都道府県推進組織におい

ては、特に必要と認める場合には、当該都道府県内の施設の第三者評価については、当該独自の認証を受けた社会的養護関係施設第三者評価機関でなければならない旨の取り扱いを設けることができる。

(4) 評価の実施等

社会的養護関係施設第三者評価機関が社会的養護関係施設の評価を行う場合には、1件の第三者評価に2名以上の評価調査者が一貫して担当するものとし、いずれの評価調査者も、社会的養護施設評価調査者養成研修を受講し、修了していることが望ましいが、少なくとも1名は、これを受講し、修了している者でなければならない。なお、社会的養護施設評価調査者養成研修を受講していない評価調査者についても、第三者評価指針通知の別添1「都道府県推進組織に関するガイドライン」に基づいて都道府県推進組織が行う評価調査者養成研修を受講し、修了した者でなければならない。

社会的養護関係施設第三者評価機関は、毎年度終了後速やかに全国推進組織に対し、第三者評価事業の実績等を報告するものとする。また、全国推進組織が第三者評価事業の適正な実施を目的として行う調査等に協力するものとする。

6. 評価調査者養成研修及び評価調査者継続研修

全国推進組織は、社会的養護関係施設評価調査者養成研修及び評価調査者継続研修を行う。なお、都道府県推進組織においても、独自に行うことができる。

この養成研修は、①社会的養護の現状と課題、②児童養護施設の現状と第三者評価、③乳児院の現状と第三者評価、④情緒障害児短期治療施設の現状と第三者評価、⑤児童自立支援施設の現状と第三者評価及び⑥母子生活支援施設の現状と第三者評価のそれぞれについて、専門的知験を有する講師により、講義を行うものとする。

7. 利用者調査の実施

第三者評価指針通知の別添1「都道府県推進組織に関するガイドライン」の5(3)において、「利用者の意向を把握することの重要性にかんがみ、第三者評価と併せて利用者調査を実施するよう努めるものとする。」とされているが、社会的養護関係施設については、利用者調査を必ず実施するものとし、その方法については、別に定めるところによる。

8. 第三者評価結果の公表

(1) 社会的養護関係施設については、第三者評価機関が評価結果を全国推進組織及び都道府県推進組織に提出し、全国推進組織がその結果を公表するものとする。

なお、これに併せて、都道府県推進組織においても公表することができる。

(2) 社会的養護関係施設の評価結果の公表は、原則として全国共通の公表様式とし、第三者評価機関名、事業者情報、総評、第三者評価結果に対する事業者のコメント、すべての評価細目ごとのa, b, cの3段階評価、第三者評価機関の判定理由等

のコメントを記述して公表し、その様式は、別に定めるところによる。

なお、4（2）で独自の第三者評価基準を設けている都道府県推進組織においては、第三者評価指針通知の別添4「福祉サービス第三者評価結果の公表ガイドライン」に基づいて、独自の公表様式を定めて差し支えない。

9. 評価の質の向上のための取組

全国推進組織において、社会的養護関係施設に対する第三者評価の質の向上のための調査研究及び情報交換を行う組織を設け、第三者評価機関、学識経験者及び社会的養護関係施設の関係者の参画を得ながら、取組を行う。

10. 自己評価の実施

(1) 第三者評価を受審するに当たっては、あらかじめ、第三者評価の評価基準に基づき、自己評価を行うものとする。自己評価は、まず職員個々が行い、職場全体で協議し、取組内容の自己点検を行い、取組の改善を行う。

(2) 第三者評価を受審しない年には、(1)の自己評価を行う。

11. ファミリーホーム及び自立援助ホームについての第三者評価

ファミリーホーム（小規模住居型児童養育事業）及び自立援助ホーム（児童自立生活援助事業）については、児童福祉法施行規則（昭和23年厚生省令第11号）第1条の28及び第36条の23により、第三者評価は努力義務とされており、平成22年3月に、これらの事業の第三者評価基準ガイドラインが作成されている。

ファミリーホーム及び自立援助ホームの第三者評価についても、5の社会的養護関係施設第三者評価機関が行うものとする。

なお、これらの事業は、小規模であることから、第三者評価の受審の義務化をしなかったところであり、過度の事務的負担により、事業の本質である子どもの養育等に支障をきたすことのないようにしながら、第三者評価のあり方については、今後検討していくこととしている。

12. 第三者評価の受審費用

児童養護施設、乳児院、情緒障害児短期治療施設、児童自立支援施設、母子生活支援施設、自立援助ホーム及びファミリーホームの第三者評価の受審費用については、これらの施設等においては、3年に1回に限り、1回30万円を上限に、措置費の第三者評価受審費加算を算定することができる。

13. その他

社会的養護関係施設の第三者評価基準については、3年に1回の第三者評価の受審を義務づけていることを踏まえ、その実施状況をみながら、概ね3年毎に定期的に見直しを行うものとする。

第三者評価基準(児童養護施設版)

1 養育・支援

(1) 養育・支援の基本

- ① 子どもの存在そのものを認め、子どもが表出する感情や言動をしっかり受け止め、子どもを理解している。
- ② 基本的欲求の充足が、子どもと共に日常生活を構築することを通してなされるよう養育・支援している。
- ③ 子どもの力を信じて見守るという姿勢を大切にし、子どもが自ら判断し行動することを保障している。
- ④ 発達段階に応じた学びや遊びの場を保障している。
- ⑤ 秩序ある生活を通して、基本的生活習慣を確立するとともに、社会常識及び社会規範、様々な生活技術が習得できるよう養育・支援している。

(2) 食生活

- ① 食事は、団らんの場でもあり、おいしく楽しみながら食事ができるよう工夫している。
- ② 子どもの嗜好や健康状態に配慮した食事を提供している。
- ③ 子どもの発達段階に応じて食習慣を身につけることができるよう食育を推進している。

(3) 衣生活

- ① 衣服は清潔で、体に合い、季節に合ったものを提供している。
- ② 子どもが衣習慣を習得し、衣服を通じて適切に自己表現できるように支援している。

(4) 住生活

- ① 居室等施設全体がきれいに整美されている。
- ② 子ども一人一人の居場所が確保され、安全、安心を感じる場所となるようにしている。

(5) 健康と安全

- ① 発達段階に応じ、身体の健康(清潔、病気、事故等)について自己管理ができるよう支援している。
- ② 医療機関と連携して一人一人の子どもに対する心身の健康を管理するとともに、異常がある場合は適切に対応している。

(6) 性に関する教育

- ① 子どもの年齢・発達段階に応じて、異性を尊重し思いやりの心を育てるよう、性についての正しい知識を得る機会を設けている。

(7) 自己領域の確保

- ① でき得る限り他児との共有の物をなくし、個人所有とするようにしている。
- ② 成長の記録(アルバム)が整理され、成長の過程を振り返ることができるようにしている。

(8) 主体性、自律性を尊重した日常生活

- ① 日常生活のあり方について、子ども自身が自分たちの問題として主体的に考えるよう

支援している。

- ② 主体的に余暇を過ごすことができるよう支援している。
- ③ 子どもの発達段階に応じて、金銭の管理や使い方など経済観念が身につくよう支援している。

(9) 学習・進学支援、進路支援等

- ① 学習環境の整備を行い、学力等に応じた学習支援を行っている。
- ② 「最善の利益」にかなった進路の自己決定ができるよう支援している。
- ③ 職場実習や職場体験等の機会を通して、社会経験の拡大に取り組んでいる。

(10) 行動上の問題及び問題状況への対応

- ① 子どもが暴力・不適応行動などの問題行動をとった場合に、行動上の問題及び問題状況に適切に対応している。
- ② 施設内で子ども間の暴力、いじめ、差別などが生じないように施設全体で取り組んでいる。
- ③ 虐待を受けた子ども等、保護者からの強引な引き取りの可能性がある場合、施設内で安全が確保されるよう努めている。

(11) 心理的ケア

- ① 心理的ケアが必要な子どもに対して心理的な支援を行っている。

(12) 養育の継続性とアフターケア

- ① 措置変更又は受入れに当たり継続性に配慮した対応を行っている。
- ② 家庭引き取りに当たって、子どもが家庭で安定した生活を送ることができるよう家庭復帰後の支援を行っている。
- ③ できる限り公平な社会へのスタートが切れるように、措置継続や措置延長を積極的に利用して継続して支援している。
- ④ 子どもが安定した社会生活を送ることができるよう退所後の支援に積極的に取り組んでいる。

2 家族への支援

(1) 家族とのつながり

- ① 児童相談所や家族の住む市町村と連携し、子どもと家族との関係調整を図ったり、家族からの相談に応じる体制づくりを行っている。
- ② 子どもと家族の関係づくりのために、面会、外出、一時帰宅などを積極的に行っている。

(2) 家族に対する支援

- ① 親子関係の再構築等のために家族への支援に積極的に取り組んでいる。

3 自立支援計画、記録

(1) アセスメントの実施と自立支援計画の策定

- ① 子どもの心身の状況や、生活状況を把握するため、手順を定めてアセスメントを行い、子どもの個々の課題を具体的に明示している。
- ② アセスメントに基づいて子ども一人一人の自立支援計画を策定するための体制を確

立し、実際に機能させている。

- ③ 自立支援計画について、定期的実施状況の振り返りや評価と計画の見直しを行う手順を施設として定め、実施している。

(2) 子どもの養育・支援に関する適切な記録

- ① 子ども一人一人の養育・支援の実施状況を適切に記録している。
- ② 子どもや保護者等に関する記録の管理について、規程を定めるなど管理体制を確立し、適切に管理を行っている。
- ③ 子どもや保護者等の状況等に関する情報を職員が共有するための具体的な取組を行っている。

4 権利擁護

(1) 子どもの尊重と最善の利益の考慮

- ① 子どもを尊重した養育・支援についての基本姿勢を明示し、施設内で共通の理解を持つための取組を行っている。
- ② 社会的養護が子どもの最善の利益を目指して行われることを職員が共通して理解し、日々の養育・支援において実践している。
- ③ 子どもの発達に応じて、子ども自身の出生や生い立ち、家族の状況について、子どもに適切に知らせている。
- ④ 子どものプライバシー保護に関する規程・マニュアル等を整備し、職員に周知するための取組を行っている。
- ⑤ 子どもや保護者の思想や信教の自由を保障している。

(2) 子どもの意向への配慮

- ① 子どもの意向を把握する具体的な仕組みを整備し、その結果を踏まえて、養育・支援の内容の改善に向けた取組を行っている。
- ② 職員と子どもが共生の意識を持ち、子どもの意向を尊重しながら生活全般について共に考え、生活改善に向けて積極的に取り組む。

(3) 入所時の説明等

- ① 子どもや保護者等に対して、養育・支援の内容を正しく理解できるような工夫を行い、情報の提供を行っている。
- ② 入所時に、施設で定めた様式に基づき養育・支援の内容や施設での約束ごとについて子どもや保護者等にわかりやすく説明している。
- ③ 子どものそれまでの生活とのつながりを重視し、そこから分離されることに伴う不安を理解し受けとめ、不安の解消を図っている。

(4) 権利についての説明

- ① 子どもに対し、権利について正しく理解できるよう、わかりやすく説明している。

(5) 子どもが意見や苦情を述べやすい環境

- ① 子どもが相談したり意見を述べたい時に相談方法や相談相手を選択できる環境を整備し、子どもに伝えるための取組を行っている。
- ② 苦情解決の仕組みを確立し、子どもや保護者等に周知する取組を行うとともに、苦情解決の仕組みを機能させている。

- ③ 子ども等からの意見や苦情等に対する対応マニュアルを整備し、迅速に対応している。
- (6) 被措置児童等虐待対応
 - ① いかなる場合においても体罰や子どもの人格を辱めるような行為を行わないよう徹底している。
 - ② 子どもに対する暴力、言葉による脅かし等の不適切なかかわりの防止と早期発見に取り組んでいる。
 - ③ 被措置児童等虐待の届出・通告に対する対応を整備し、迅速かつ誠実に対応している。
- (7) 他者の尊重
 - ① 様々な生活体験や多くの人たちとのふれあいを通して、他者への心づかいや他者の立場に配慮する心が育まれるよう支援している。

5 事故防止と安全対策

- ① 事故、感染症の発生時など緊急時の子どもの安全確保のために、組織として体制を整備し、機能させている。
- ② 災害時に対する子どもの安全確保のための取組を行っている。
- ③ 子どもの安全を脅かす事例を組織として収集し、要因分析と対応策の検討を行い、子どもの安全確保のためにリスクを把握し対策を実施している。

6 関係機関連携・地域支援

(1) 関係機関等の連携

- ① 施設の役割や機能を達成するために必要となる社会資源を明確にし、児童相談所など関係機関・団体の機能や連絡方法を体系的に明示し、その情報を職員間で共有している。
- ② 児童相談所等の関係機関等との連携を適切に行い、定期的な連携の機会を確保し、具体的な取組や事例検討を行っている。
- ③ 幼稚園、小・中学校、高等学校、特別支援学校など子どもが通う学校と連携を密にしている。

(2) 地域との交流

- ① 子どもと地域との交流を大切にし、交流を広げるための地域への働きかけを行っている。
- ② 施設が有する機能を地域に開放・提供する取組を積極的に行っている。
- ③ ボランティア受入れに対する基本姿勢を明確にし、受入についての体制を整備している。

(3) 地域支援

- ① 地域の具体的な福祉ニーズを把握するための取組を積極的に行っている。
- ② 地域の福祉ニーズに基づき、施設の機能を活かして地域の子育てを支援する事業や活動を行っている。

7 職員の資質向上

- ① 組織として職員の教育・研修に関する基本姿勢が明示されている。
- ② 職員一人一人について、基本姿勢に沿った教育・研修計画が策定され計画に基づいて具体的な取組が行われている。
- ③ 定期的に個別の教育・研修計画の評価・見直しを行い、次の研修計画に反映させている。
- ④ スーパービジョンの体制を確立し、施設全体として職員一人一人の援助技術の向上を支援している。

8 施設の運営

(1) 運営理念、基本方針の確立と周知

- ① 法人や施設の運営理念を明文化し、法人と施設の使命や役割が反映されている。
- ② 法人や施設の運営理念に基づき、適切な内容の基本方針が明文化されている。
- ③ 運営理念や基本方針を職員に配布するとともに、十分な理解を促すための取組を行っている。
- ④ 運営理念や基本方針を子どもや保護者等に配布するとともに、十分な理解を促すための取組を行っている。

(2) 中・長期的なビジョンと計画の策定

- ① 施設の運営理念や基本方針の実現に向けた施設の中・長期計画が策定されている。
- ② 各年度の事業計画は、中・長期計画の内容を反映して策定されている。
- ③ 事業計画を、職員等の参画のもとで策定されるとともに、実施状況の把握や評価・見直しが組織的に行われている。
- ④ 事業計画を職員に配布するとともに、十分な理解を促すための取組を行っている。
- ⑤ 事業計画を子ども等に配布するとともに、十分な理解を促すための取組を行っている。

(3) 施設長の責任とリーダーシップ

- ① 施設長は、自らの役割と責任を職員に対して明らかにし、専門性に裏打ちされた信念と組織内での信頼をもとにリーダーシップを発揮している。
- ② 施設長自ら、遵守すべき法令等を正しく理解するための取組を行い、組織全体をリードしている。
- ③ 施設長は、養育・支援の質の向上に意欲を持ち、組織としての取組に十分な指導力を発揮している。
- ④ 施設長は、経営や業務の効率化と改善に向けた取組に十分な指導力を発揮している。

(4) 経営状況の把握

- ① 施設運営をとりまく環境を的確に把握するための取組を行っている。
- ② 運営状況を分析して課題を発見するとともに、改善に向けた取組を行っている。
- ③ 外部監査(外部の専門家による監査)を実施し、その結果に基づいた運営改善が実

施されている。

(5) 人事管理の体制整備

- ① 施設が目標とする養育・支援の質を確保するため、必要な人材や人員体制に関する具体的なプランが確立しており、それに基づいた人事管理が実施されている。
- ② 客観的な基準に基づき、定期的な人事考課が行われている。
- ③ 職員の就業状況や意向を定期的に把握し、必要があれば改善に取り組む仕組みが構築されている。
- ④ 職員処遇の充実を図るため、福利厚生や健康を維持するための取組を積極的に行っている。

(6) 実習生の受入れ

- ① 実習生の受入れと育成について、基本的な姿勢を明確にした体制を整備し、効果的なプログラムを用意する等積極的な取組をしている。

(7) 標準的な実施方法の確立

- ① 養育・支援について標準的な実施方法を文書化し、職員が共通の認識を持って行っている。
- ② 標準的な実施方法について、定期的に検証し、必要な見直しを施設全体で実施できるよう仕組みを定め、検証・見直しを行っている。

(8) 評価と改善の取組

- ① 施設運営や養育・支援の内容について、自己評価、第三者評価等、定期的に評価を行う体制を整備し、機能させている。
- ② 評価の結果を分析し、施設として取り組むべき課題を明確にし、改善策や改善実施計画を立て実施している。

第三者評価基準(乳児院版)

1 養育・支援

(1) 養育・支援の基本

- ① 子どものこころによりそいながら、子どもとの愛着関係を育んでいる。
- ② 子どもの遊びや食、生活体験に配慮し、豊かな生活を保障している。
- ③ 子どもの発達を支援する環境を整えている。

(2) 食生活

- ① 乳幼児に対して適切な授乳を行っている。
- ② 離乳食を進めるに際して十分な配慮を行っている。
- ③ 食事がおいしく楽しく食べられるよう工夫している。
- ④ 栄養管理に十分な注意を払っている。

(3) 衣生活

- ① 気候や場面、発達に応じた清潔な衣類を用意し、適切な衣類管理を行っている。

(4) 睡眠環境等

- ① 乳幼児が十分な睡眠をとれるように工夫している。
- ② 快適な睡眠環境を整えるように工夫している。
- ③ 快適な入浴・沐浴ができるようにしている。

(5) 発達段階に応じた支援

- ① 乳幼児が排泄への意識を持てるように工夫している。
- ② 発達段階に応じて乳幼児が楽しく遊べるように工夫している。

(6) 健康と安全

- ① 一人一人の乳幼児の健康を管理し、異常がある場合には適切に対応している。
- ② 病・虚弱児等の健康管理について、日常生活上で適切な対応策をとっている。
- ③ 感染症などへの予防策を講じている。

(7) 心理的ケア

- ① 乳幼児と保護者に必要な心理的支援を行っている。

(8) 継続性とアフターケア

- ① 措置変更又は受入れを行うに当たり、継続性に配慮した対応を行っている。
- ② 家庭引き取りに当たって、子どもが家庭で安定した生活を送ることができるよう家庭復帰の支援を行っている。
- ③ 子どもが安定した生活を送ることができるよう退所後の支援を行っている。

2 家族への支援

(1) 家族とのつながり

- ① 児童相談所と連携し、子どもと家族との関係調整を図ったり、家族からの相談に応じる体制づくりを行っている。
- ② 子どもと家族の関係づくりのために、面会、外出、一時帰宅などを積極的に行っている。

(2) 家族に対する支援

- ① 親子関係の再構築等のために家族への支援に積極的に取り組んでいる。

3 自立支援計画、記録

(1) アセスメントの実施と自立支援計画の策定

- ① 子どもの心身の状況や、生活状況を把握するため、手順を定めてアセスメントを行い、子どもの個々の課題を具体的に明示している。
- ② アセスメントに基づいて子ども一人一人の自立支援計画を策定するための体制を確立し、実際に機能させている。
- ③ 自立支援計画について、定期的実施状況の振り返りや評価と計画の見直しを行う手順を施設として定め、実施している。

(2) 子どもの養育・支援に関する適切な記録

- ① 子ども一人一人の養育・支援の実施状況を適切に記録している。
- ② 子どもや保護者等に関する記録の管理について、規程を定めるなど管理体制を確立し、適切に管理を行っている。
- ③ 子どもや保護者等の状況等に関する情報を職員が共有するための具体的な取組を行っている。

4 権利擁護

(1) 子どもの尊重と最善の利益の考慮

- ① 子どもを尊重した養育・支援についての基本姿勢を明示し、施設内で共通の理解を持つための取組を行っている。
- ② 社会的養護が子どもの最善の利益を目指して行われることを職員が共通して理解し、日々の養育・支援において実践している。
- ③ 子どものプライバシー保護に関する規程・マニュアル等を整備し、職員に周知するための取組を行っている。

(2) 保護者の意向への配慮

- ① 保護者の意向を把握する具体的な仕組みを整備し、その結果を踏まえて、養育・支援の内容の改善に向けた取組を行っている。

(3) 入所時の説明等

- ① 保護者等に対して、養育・支援の内容を正しく理解できるような工夫を行い、情報の提供を行っている。
- ② 入所時に、施設で定めた様式に基づき養育・支援の内容や施設での約束ごとについて保護者等にわかりやすく説明している。

(4) 保護者が意見や苦情を述べやすい環境

- ① 保護者が相談したり意見を述べたい時に相談方法や相談相手を選択できる環境を整備し、子どもに伝えるための取組を行っている。
- ② 苦情解決の仕組みを確立し、保護者に周知する取組を行うとともに、苦情解決の仕組みを機能させている。
- ③ 保護者からの意見等に対して迅速に対応している。

(5) 被措置児童等虐待対応

- ① いかなる場合においても体罰等や子どもの人格を辱めるような行為を行わないよう徹底している。
- ② 子どもに対する暴力、言葉による脅かし等の不適切なかかわりの防止と早期発見に取り組んでいる。
- ③ 被措置児童等虐待の届出・通告に対する対応を整備し、迅速かつ誠実に対応している。

5 事故防止と安全対策

- ① 事故、感染症の発生時など緊急時の子どもの安全確保のために、組織として体制を整備し、機能させている。
- ② 災害時に対する子どもの安全確保のための取組を行っている。
- ③ 子どもの安全を脅かす事例を組織として収集し、要因分析と対応策の検討を行い、子どもの安全確保のためにリスクを把握し対策を実施している。

6 関係機関連携・地域支援

(1) 関係機関等の連携

- ① 施設の役割や機能を達成するために必要となる社会資源を明確にし、児童相談所など関係機関・団体の機能や連絡方法を体系的に明示し、その情報を職員間で共有している。
- ② 児童相談所等の関係機関等との連携を適切に行い、定期的な連携の機会を確保し、具体的な取組や事例検討を行っている。

(2) 地域との交流

- ① 子どもと地域との交流を大切にし、交流を広げるための地域への働きかけを行っている。
- ② 施設が有する機能を、地域に開放・提供する取組を積極的に行っている。
- ③ ボランティア受入れに対する基本姿勢を明確にし、受入れについての体制を整備している。

(3) 地域支援

- ① 地域の具体的な福祉ニーズを把握するための取組を積極的に行っている。
- ② 地域の福祉ニーズに基づき、施設の機能を活かして地域の子育てを支援する事業や活動を行っている。

7 職員の資質向上

- ① 組織として職員の教育・研修に関する基本姿勢が明示されている。
- ② 職員一人一人について、基本姿勢に沿った教育・研修計画が策定され計画に基づいて具体的な取組が行われている。
- ③ 定期的に個別の教育・研修計画の評価・見直しを行い、次の研修計画に反映させている。

- ④ スーパービジョンの体制を確立し、施設全体として職員一人一人の援助技術の向上を支援している。

8 施設運営

(1) 運営理念、基本方針の確立と周知

- ① 法人や施設の運営理念を明文化し、法人と施設の使命や役割が反映されている。
- ② 法人や施設の運営理念に基づき、適切な内容の基本方針が明文化されている。
- ③ 運営理念や基本方針を職員に配布するとともに、十分な理解を促すための取組を行っている。
- ④ 運営理念や基本方針を保護者等に配布するとともに、十分な理解を促すための取組を行っている。

(2) 中・長期的なビジョンと計画の策定

- ① 施設の運営理念や基本方針の実現に向けた施設の中・長期計画が策定されている。
- ② 各年度の事業計画は、中・長期計画の内容を反映して策定されている。
- ③ 事業計画を、職員等の参画のもとで策定されるとともに、実施状況の把握や評価・見直しが組織的に行われている。
- ④ 事業計画を職員に配布するとともに、十分な理解を促すための取組を行っている。
- ⑤ 事業計画を保護者等に配布するとともに、十分な理解を促すための取組を行っている。

(3) 施設長の責任とリーダーシップ

- ① 施設長は、自らの役割と責任を職員に対して明らかにし、専門性に裏打ちされた信念と組織内での信頼をもとにリーダーシップを発揮している。
- ② 施設長自ら、遵守すべき法令等を正しく理解するための取組を行い、組織全体をリードしている。
- ③ 施設長は、養育・支援の質の向上に意欲を持ち、組織としての取組に十分な指導力を発揮している。
- ④ 施設長は、経営や業務の効率化と改善に向けた取組に十分な指導力を発揮している。

(4) 経営状況の把握

- ① 施設運営をとりまく環境を的確に把握するための取組を行っている。
- ② 運営状況を分析して課題を発見するとともに、改善に向けた取組を行っている。
- ③ 外部監査(外部の専門家による監査)を実施し、その結果に基づいた運営改善が実施されている。

(5) 人事管理の体制整備

- ① 施設が目標とする養育・支援の質を確保するため、必要な人材や人員体制に関する具体的なプランが確立しており、それに基づいた人事管理が実施されている。
- ② 客観的な基準に基づき、定期的な人事考課が行われている。
- ③ 職員の就業状況や意向を定期的に把握し、必要があれば改善に取り組む仕組みが構築されている。

- ④ 職員処遇の充実を図るため、福利厚生や健康を維持するための取組を積極的に行っている。
- (6) 実習生の受入れ
 - ① 実習生の受入れと育成について、基本的な姿勢を明確にした体制を整備し、効果的なプログラムを用意する等積極的な取組をしている。
- (7) 標準的な実施方法の確立
 - ① 養育・支援について標準的な実施方法を文書化し、職員が共通の認識を持って行っている。
 - ② 標準的な実施方法について、定期的に検証し、必要な見直しを組織的に実施できるよう仕組みを定め、検証・見直しを行っている。
- (8) 評価と改善の取組
 - ① 施設運営や養育・支援の内容について、自己評価、第三者評価等、定期的に評価を行う体制を整備し、機能させている。
 - ② 評価の結果を分析し、施設として取り組むべき課題を明確にし、改善策や改善実施計画を立て実施している。

第三者評価基準(情緒障害児短期治療施設版)

1 治療・支援

(1) 治療

- ① 子どもに対して適切な心理治療を行っている。
- ② 子どもの心身の状況や、生活状況を把握するため、手順を定めてアセスメントを行い、子どもの個々の課題を具体的に明示している。
- ③ 心理治療は、自立支援計画に基づき子どもの課題の解決に向けた心理治療方針を策定している。
- ④ ケース会議を必要に応じて実施している。
- ⑤ 医師による治療が必要な子どもに対する適切な治療及び職員の支援を実施している

(2) 生活の中での支援

- ① 子どもと職員との間に信頼関係を構築し、常に子どもの発達段階や課題に考慮した支援を行っている。
- ② 子どもの協調性を養い、社会的ルールを尊重する気持ちを育てている。
- ③ 多くの生活体験を積む中で、子どもがその課題の自主的な解決等を通して、子どもの健全な自己の成長や問題解決能力を形成できるように支援している。

(3) 食生活

- ① 食事をおいしく楽しく食べられるよう工夫し、栄養管理にも十分な配慮を行っている。
- ② 子どもの生活時間にあわせた食事時間の設定を含め、子どもの発達段階に応じて食習慣を習得するための支援を適切に行っている。

(4) 衣生活

- ① 衣服は清潔で、体に合い、季節に合ったものを提供している。
- ② 子どもが衣習慣を習得し、衣服を通じて適切に自己表現できるように支援している。

(5) 住生活

- ① 居室等施設全体を、生活の場として安全性や快適さに配慮したものになっている。
- ② 発達段階に応じて居室等の整理整頓、掃除等の習慣が定着するよう支援している。

(6) 健康と安全

- ① 発達段階に応じ、身体健康(清潔、病気、事故等)について自己管理ができるよう支援している。
- ② 医療機関と連携して一人一人の子どもに対する心身の健康を管理するとともに、異常がある場合は適切に対応している。

(7) 性に関する教育

- ① 子どもの年齢・発達段階に応じて、異性を尊重し思いやりの心を育てるよう、性についての正しい知識を得る機会を設けている。

(8) 行動上の問題及び問題状況への対応

- ① 子どもが暴力、不適応行動などの問題行動をとった場合に適切に対応している。
- ② 施設内の子ども間の暴力、いじめ、差別などが生じないよう施設全体に徹底してい

る。

- ③ 虐待を受けた子ども等、保護者からの強引な引き取りの可能性がある場合、施設内で安全が確保されるよう努めている。
- (9) 自主性、主体性を尊重した日常生活
 - ① 日常生活のあり方について、子ども自身が自分たちの問題として主体的に考えるよう支援している。
 - ② 子どもの発達段階に応じて、金銭の管理や使い方など様々な生活技術が身につくよう支援している。
- (10) 学習支援、進路支援等
 - ① 学習環境の整備を行い、学力等に応じた学習支援を行っている。
 - ② 「最善の利益」にかなった進路の自己決定ができるよう支援している。
 - ③ 施設と学校との親密な連携のもとに子どもに対して学校教育を保障している。
- (11) 継続性とアフターケア
 - ① 子どもの状況に応じて退所後の社会生活を見据えた見立てを行い、支援している。
 - ② 措置変更又は受入れに当たり継続性に配慮した対応を行っている。
 - ③ 家庭引き取りに当たって、子どもが家庭で安定した生活を送ることができるよう家庭復帰後の支援を行っている。
 - ④ 子どもが安定した生活を送ることができるよう退所後の支援を行っている。
- (12) 通所による支援
 - ① 施設の治療的機能である生活支援や心理的ケアなどにより、通所による支援を行っている。

2 家族への支援

- (1) 家族とのつながり
 - ① 児童相談所と連携し、子どもと家族との関係調整を図ったり、家族からの相談に応じる体制づくりを行っている。
 - ② 子どもと家族の関係づくりのために、面会、外出、一時帰宅などを積極的に、かつ適切に行っている。
- (2) 家族に対する支援
 - ① 親子関係の再構築等のために家族への支援に積極的に取り組んでいる。

3 自立支援計画、記録

- (1) 自立支援計画の策定
 - ① アセスメントに基づいて子ども一人一人の自立支援計画を策定するための体制を確立し、実際に機能させている。
 - ② 自立支援計画について、定期的実施状況の振り返りや評価と計画の見直しを行う手順を施設として定め、実施している。
- (2) 子どもの治療・支援に関する適切な記録
 - ① 子ども一人一人の治療・支援の実施状況を適切に記録している。
 - ② 子どもや保護者等に関する記録の管理について、規程を定めるなど管理体制を確立

し、適切に管理を行っている。

- ③ 子どもや保護者等の状況等に関する情報を職員が共有するための具体的な取組を行っている。

4 権利擁護

(1) 子どもの尊重と最善の利益の考慮

- ① 子どもを尊重した治療・支援についての基本姿勢を明示し、施設内で共通の理解を持つための取組を行っている。
- ② 社会的養護が子どもの最善の利益を目指して行われることを職員が共通して理解し、日々の治療・支援において実践している。
- ③ 子どもの発達に応じて、子ども自身の出生や生い立ち、家族の状況について、子どもに適切に知らせている。
- ④ 子どもの行動などの制限については、子どもの安全の確保等のために、他に取るべき方法がない場合であって子どもの最善の利益になる場合のみ、適切に実施している。
- ⑤ 子どものプライバシー保護に関する規程・マニュアル等を整備し、職員に周知するための取組を行っている。
- ⑥ 子どもや保護者の思想や信教の自由を保障している。

(2) 子どもの意向や主体性への配慮

- ① 子どもや保護者の意向を把握する具体的な仕組みを整備し、その結果を踏まえて、治療・支援の内容の改善に向けた取組を行っている。
- ② 子ども自身が生活全般について自主的に考える活動を推進し、施設における生活改善に向けて積極的に取り組んでいる。
- ③ 施設が行う支援について事前に説明し、子どもが主体的に選択(自己決定)できるよう支援している。

(3) 入所時の説明等

- ① 子どもや保護者等に対して、治療・支援の内容を正しく理解できるような工夫を行い、情報の提供を行っている。
- ② 入所時に、施設で定めた様式に基づき治療・支援の内容や施設での約束ごとについて子どもや保護者等にわかりやすく説明している。

(4) 権利についての説明

- ① 子どもに対し、権利について正しく理解できるよう、わかりやすく説明している。

(5) 子どもが意見や苦情を述べやすい環境

- ① 子どもが相談したり意見を述べたい時に相談方法や相談相手を選択できる環境を整備し、子どもに伝えるための取組を行っている。
- ② 苦情解決の仕組みを確立し、子どもや保護者等に周知する取組を行うとともに、苦情解決の仕組みを機能させている。
- ③ 子ども等からの意見や苦情等に対する対応マニュアルを整備し、迅速に対応している。

(6) 被措置児童等虐待対応

- ① いかなる場合においても体罰や子どもの人格を辱めるような行為を行わないよう徹底している。
- ② 子どもに対する暴力、言葉による脅かし等の不適切なかかわりの防止と早期発見に取り組んでいる。
- ③ 被措置児童等虐待の届出・通告に対する対応を整備し、迅速かつ誠実に対応している。

(7) 他者の尊重

- ① 様々な生活体験や多くの人たちとのふれあいを通して、他者への心づかいや他者の立場に配慮する心が育まれるよう支援している。

5 事故防止と安全対策

- ① 事故、感染症の発生時など緊急時の子どもの安全確保のために、組織として体制を整備し、機能させている。
- ② 災害時に対する子どもの安全確保のための取組を行っている。
- ③ 子どもの安全を脅かす事例を組織として収集し、要因分析と対応策の検討を行い、子どもの安全確保のためにリスクを把握し対策を実施している。

6 関係機関連携・地域支援

(1) 関係機関等の連携

- ① 施設の役割や機能を達成するために必要となる社会資源を明確にし、児童相談所など関係機関・団体の機能や連絡方法を体系的に明示し、その情報を職員間で共有している。
- ② 児童相談所等の関係機関等との連携を適切に行い、定期的な連携の機会を確保し、具体的な取組や事例検討を行っている。

(2) 地域との交流

- ① 子どもと地域との交流を大切にし、交流を広げるための地域への働きかけを適切に行っている。
- ② 施設が有する機能を、地域に開放・提供する取組を積極的に行っている。
- ③ ボランティア受入れに対する基本姿勢を明確にし、受入れについての体制を整備している。

(3) 地域支援

- ① 地域の具体的な福祉ニーズを把握するための取組を積極的に行っている。
- ② 地域の福祉ニーズに基づき、施設の機能を活かして地域の子育てを支援する事業や活動を行っている。

7 職員の資質向上

- ① 組織として職員の教育・研修に関する基本姿勢が明示されている。
- ② 職員一人一人について、基本姿勢に沿った教育・研修計画が策定され計画に基づいて具体的な取組が行われている。

- ③ 定期的に個別の教育・研修計画の評価・見直しを行い、次の研修計画に反映させている。
- ④ スーパービジョンの体制を確立し、施設全体として職員一人一人の援助技術の向上を支援している。

8 施設運営

(1) 運営理念、基本方針の確立と周知

- ① 法人や施設の運営理念を明文化し、法人と施設の使命や役割が反映されている。
- ② 法人や施設の運営理念に基づき、適切な内容の基本方針が明文化されている。
- ③ 運営理念や基本方針を職員に配布するとともに、十分な理解を促すための取組を行っている。
- ④ 運営理念や基本方針を子どもや保護者に配布するとともに、十分な理解を促すための取組を行っている。

(2) 中・長期的なビジョンと計画の策定

- ① 施設の運営理念や基本方針の実現に向けた施設の中・長期計画が策定されている。
- ② 各年度の事業計画は、中・長期計画の内容を反映して策定されている。
- ③ 事業計画を、職員等の参画のもとで策定されるとともに、実施状況の把握や評価・見直しが組織的に行われている。
- ④ 事業計画を職員に配布するとともに、十分な理解を促すための取組を行っている。
- ⑤ 事業計画を子ども等に配布するとともに、十分な理解を促すための取組を行っている。

(3) 施設長の責任とリーダーシップ

- ① 施設長は、自らの役割と責任を職員に対して明らかにし、専門性に裏打ちされた信念と組織内での信頼をもとにリーダーシップを発揮している。
- ② 施設長自ら、遵守すべき法令等を正しく理解するための取組を行い、組織全体をリードしている。
- ③ 施設長は、治療・支援の質の向上に意欲を持ち、組織としての取組に十分な指導力を発揮している。
- ④ 施設長は、経営や業務の効率化と改善に向けた取組に十分な指導力を発揮している。

(4) 経営状況の把握

- ① 施設運営をとりまく環境を的確に把握するための取組を行っている。
- ② 運営状況を分析して課題を発見するとともに、改善に向けた取組を行っている。
- ③ 外部監査(外部の専門家による監査)を実施し、その結果に基づいた運営改善が実施されている。

(5) 人事管理の体制整備

- ① 施設が目標とする治療・支援の質を確保するため、必要な人材や人員体制に関する具体的なプランが確立しており、それに基づいた人事管理が実施されている。
- ② 客観的な基準に基づき、定期的な人事考課が行われている。

- ③ 職員の就業状況や意向を定期的に把握し、必要があれば改善に取り組む仕組みが構築されている。
 - ④ 職員処遇の充実を図るため、福利厚生や健康を維持するための取組を積極的に行っている。
- (6) 実習生の受入れ
- ① 実習生の受入れと育成について、基本的な姿勢を明確にした体制を整備し、効果的なプログラムを用意する等積極的な取組をしている。
- (7) 標準的な実施方法の確立
- ① 治療・支援について標準的な実施方法を文書化し、職員が共通の認識を持って行っている。
 - ② 標準的な実施方法について、定期的に検証し、必要な見直しを組織的に実施できるよう仕組みを定め、検証・見直しを行っている。
- (8) 評価と改善の取組
- ① 治療運営や治療・支援の内容について、自己評価、第三者評価等、定期的に評価を行う体制を整備し、機能させている。
 - ② 評価の結果を分析し、施設として取り組むべき課題を明確にし、改善策や改善実施計画を立て実施している。

第三者評価基準(児童自立支援施設版)

1 支援

(1) 支援の基本

- ① 子どもを理解・尊重し、その思い・ニーズをくみ取りながら、子どもの発達段階や課題に考慮した上で、子どもと職員との信頼関係の構築を目指している。
- ② 子どものニーズをみたすことのできる日常的で良質なあたりまえの生活を営みつつ、職員がモデルとなることで、子どもの協調性を養い、社会的ルールを尊重する気持ちを育てている。
- ③ 集団生活の安定性を確保しながら、施設全体が愛情と理解のある雰囲気に入れられ、子どもが愛され大切にされていると感じられるような家庭的・福祉的アプローチを行っている。
- ④ 発達段階に応じて食事、睡眠、排泄、服装、掃除等の基本的な生活習慣や生活技術が習得できるよう支援している。
- ⑤ 多くの生活体験を積み重ねる中で、子どもがその問題や事態の自主的な解決等を通して、子どもの健全な自己の成長や問題解決能力を形成できるように支援している。
- ⑥ 子どもの行動上の問題を改善するために、自ら行った加害行為などと向き合う取組を通して自身の加害性・被害性の改善や被害者への責任を果たす人間性を形成できるように支援している。

(2) 食生活

- ① 団らんのか所として和やかな雰囲気の中で、食事をおいしく楽しく食べられるよう工夫し、子どもの嗜好や栄養管理にも十分な配慮を行っている。
- ② 子どもの生活時間にあわせた食事時間の設定を含め、子どもの発達段階に応じた食習慣の習得など食育を適切に行っている。
- ③ 自立に向けた食育への支援を行っている。

(3) 衣生活

- ① 衣服は清潔で、体に合い、季節に合ったものを提供し、衣習慣を習得できるよう支援している。

(4) 住生活

- ① 居室等施設全体が、子どもの居場所となるように、安全性、快適さ、あたたかさなどに配慮したものにしている。

(5) 健康と安全

- ① 発達段階に応じ、身体健康(清潔、病気等)や安全について自己管理ができるよう支援している。
- ② 医療機関と連携して一人一人の子どもに対する心身の健康を管理するとともに、異常がある場合は適切に対応している。

(6) 性に関する教育

- ① 子どもの年齢、発達段階に応じて、異性を尊重し思いやりの心を育てるよう、性につ

- いての正しい知識を得る機会を設けている。
- (7) 行動上の問題に対する対応
- ① 子どもが暴力、不適応行動、無断外出などの行動上の問題を行った場合には、関係のある子どもも含めて適切に対応している。
 - ② 施設内の子ども間の暴力、いじめ、差別などが生じないよう施設全体に徹底している。
 - ③ 虐待を受けた子ども等、保護者からの強引な引き取りの可能性がある場合、施設内で安全が確保されるよう努めている。
- (8) 心理的ケア
- ① 被虐待児など心理的ケアが必要な子どもに対して心理的な支援を行っている。
- (9) 主体性、自律性を尊重した日常生活
- ① 日常生活のあり方について、子ども自身が自分たちの課題として主体的に考えるよう支援している。
 - ② 子どもの発達段階に応じて、金銭の管理や使い方など経済観念や生活技術が身につくよう支援している。
- (10) 学習支援、進路支援、作業支援等
- ① 学習環境の整備を行い、個々の学力等に応じた学習支援を行っている。
 - ② 「最善の利益」にかなった進路の自己決定ができるよう支援している。
 - ③ 作業支援、職場実習や職場体験等の機会を通して、豊かな人間性や職業観の育成に取り組んでいる。
 - ④ 施設と学校との親密な連携のもとに子どもに対して学校教育を保障している。
 - ⑤ スポーツ活動や文化活動を通して心身の育成を図るとともに、忍耐力、責任感、協調性、達成感などを養うように支援している。
- (11) 継続性とアフターケア
- ① 措置変更又は受入れに当たり継続性に配慮した対応を行っている。
 - ② 家庭引き取りに当たって、子どもが家庭で安定した生活を送ることができるよう家庭復帰後の支援を行っている。
 - ③ 子どもが安定した社会生活や家庭生活を送ることができるよう、通信、訪問、通所などにより、退所後の支援を行っている。
- (12) 通所による支援
- ① 地域の子どもの通所による支援を行っている。

2 家族への支援

(1) 家族とのつながり

- ① 児童相談所と連携し、子どもと家族との関係調整を図ったり、家族からの相談に応じる体制づくりを行っている。
- ② 子どもと家族の関係づくりのために、面会、外出、一時帰宅などを積極的に行っている。

(2) 家族に対する支援

- ① 親子関係の再構築等のために家族への支援に積極的に取り組んでいる。

3 自立支援計画、記録

(1) アセスメントの実施と自立支援計画の策定

- ① 子どもの心身の状況や、生活状況を把握するため、手順を定めてアセスメントを行い、アセスメントに基づき、子どもの個々の課題を具体的に明示している。
- ② アセスメントに基づいて子ども一人一人の自立支援計画を策定するための体制を確立し、実際に機能させている。
- ③ 自立支援計画について、定期的に実施状況の振り返りや評価と計画の見直しを行う手順を施設として定め、実施している。

(2) 子どもの支援に関する適切な記録

- ① 子ども一人一人の支援の実施状況を適切に記録している。
- ② 子どもや保護者等に関する記録の管理について、規程を定めるなど管理体制を確立し、適切に管理を行っている。
- ③ 子どもや保護者等の状況等に関する情報を職員が共有するための具体的な取組を行っている。

4 権利擁護

(1) 子どもの尊重と最善の利益の考慮

- ① 子どもを尊重した支援についての基本姿勢を明示し、施設内で共通の理解を持つための取組を行っている。
- ② 社会的養護が子どもの最善の利益を目指して行われることを職員が共通して理解し、日々の支援において実践している。
- ③ 子どもの発達段階に応じて、子ども自身の出生や生い立ち、家族の状況について、子どもに適切に知らせている。
- ④ 特別プログラムなど子どもの行動などの制限については、子どもの安全の確保等のために、他に取るべき方法がない場合であって子どもの最善の利益になる場合にのみ、適切に実施している。
- ⑤ 子どものプライバシー保護に関する規程・マニュアル等を整備し、職員に周知するための取組を行っている。
- ⑥ 子どもや保護者の思想や信教の自由を保障している。

(2) 子どもの意向や主体性への配慮

- ① 子どもの意向を把握する具体的な仕組みを整備し、その結果を踏まえて、支援内容の改善に向けた取組を行っている。
- ② 子ども自身が自分たちの生活全般について自主的に考える活動を推進し、施設における生活改善や自立する力の伸長に向けて積極的に取り組んでいる。
- ③ 施設が行う支援について事前に説明し、子どもが主体的に選択(自己決定)できるよう支援している。

(3) 入所時の説明等

- ① 子どもや保護者等に対して、支援の内容を正しく理解できるような工夫を行い、情報の提供を行っている。

- ② 入所時に、施設で定めた様式に基づき支援の内容や施設での約束ごとについて子どもや保護者等にわかりやすく説明している。
- (4) 権利についての説明
 - ① 子どもに対し、権利について正しく理解できるよう、わかりやすく説明している。
- (5) 子どもが意見や苦情を述べやすい環境
 - ① 子どもが相談したり意見を述べたい時に相談方法や相談相手を選択できる環境を整備し、子どもに伝えるための取組を行っている。
 - ② 苦情解決の仕組みを確立し、子どもや保護者等に周知する取組を行うとともに、苦情解決の仕組みを機能させている。
 - ③ 子ども等からの意見や苦情等に対する対応マニュアルを整備し、迅速に対応している。
- (6) 被措置児童等虐待対応
 - ① いかなる場合においても体罰や子どもの人格を辱めるような行為を行わないよう徹底している。
 - ② 子どもに対する暴力、言葉による脅かし等の不適切なかかわりの防止と早期発見に取り組んでいる。
 - ③ 被措置児童等虐待の届出・通告に対する対応を整備し、迅速かつ誠実に対応している。
- (7) 他者の尊重
 - ① 様々な生活体験や多くの人たちとのふれあいを通して、他者への心づかいや他者の立場に配慮する心が育まれるよう支援している。

5 事故防止と安全対策

- ① 事故、感染症の発生時など緊急時の子どもの安全確保のために、組織として体制を整備し、機能させている。
- ② 災害時に対する子どもの安全確保のための取組を行っている。
- ③ 子どもの安全を脅かす事例を組織として収集し、要因分析と対応策の検討を行い、子どもの安全確保のためにリスクを把握し対策を実施している。

6 関係機関連携・地域支援

- (1) 関係機関等との連携
 - ① 施設の役割や機能を達成するために必要となる社会資源を明確にし、児童相談所など関係機関・団体の機能や連絡方法を体系的に明示し、その情報を職員間で共有している。
 - ② 児童相談所等との関係機関等との連携を適切に行い、定期的な連携の機会を確保し、具体的な取組や事例検討を行っている。
- (2) 地域との交流
 - ① 子どもと地域との交流を大切にし、交流を広げるための地域への働きかけを行っている。
 - ② 施設が有する機能を、地域に開放・提供する取組を積極的に行っている。

- ③ ボランティア受入れに対する基本姿勢を明確にし、受入れについての体制を整備している。

(3) 地域支援

- ① 地域の具体的な福祉ニーズを把握するための取組を積極的に行っている。
- ② 地域の福祉ニーズに基づき、施設の機能を活かして地域の子育てを支援する事業や活動を行っている。

7 職員の資質向上

- ① 組織として職員の教育・研修に関する基本姿勢が明示されている。
- ② 職員一人一人について、基本姿勢に沿った教育・研修計画が策定され計画に基づいて具体的な取組が行われている。
- ③ 定期的に個別の教育・研修計画の評価・見直しを行い、次の研修計画に反映させている。
- ④ スーパービジョンの体制を確立し、施設全体として職員一人一人の援助技術の向上を支援している。

8 施設運営

(1) 運営理念、基本方針の確立と周知

- ① 法人や施設の運営理念を明文化し、法人と施設の使命や役割が反映されている。
- ② 法人や施設の運営理念に基づき、適切な内容の基本方針が明文化されている。
- ③ 運営理念や基本方針を職員に配布するとともに、十分な理解を促すための取組を行っている。
- ④ 運営理念や基本方針を子どもや保護者等に配布するとともに、十分な理解を促すための取組を行っている。

(2) 中・長期的なビジョンと計画の策定

- ① 施設の運営理念や基本方針の実現に向けた施設の中・長期計画が策定されている。
- ② 各年度の事業計画は、中・長期計画の内容を反映して策定されている。
- ③ 事業計画を、職員等の参画のもとで策定されるとともに、実施状況の把握や評価・見直しが組織的に行われている。
- ④ 事業計画を職員に配布するとともに、十分な理解を促すための取組を行っている。
- ⑤ 事業計画を子ども等に配布するとともに、十分な理解を促すための取組を行っている。

(3) 施設長の責任とリーダーシップ

- ① 施設長は、自らの役割と責任を職員に対して明らかにし、専門性に裏打ちされた信念と組織内での信頼をもとにリーダーシップを発揮している。
- ② 施設長自ら、遵守すべき法令等を正しく理解するための取組を行い、組織全体をリードしている。
- ③ 施設長は、支援の質の向上に意欲を持ち、組織としての取組に十分な指導力を発揮している。

- ④ 施設長は、施設の経営や業務の効率化と改善に向けた取組に十分な指導力を発揮している。
- (4) 経営状況の把握
- ① 施設運営をとりまく環境を的確に把握するための取組を行っている。
 - ② 運営状況を分析して課題を発見するとともに、改善に向けた取組を行っている。
 - ③ 外部監査(外部の専門家による監査)を実施し、その結果に基づいた運営改善が実施されている。
- (5) 人事管理の体制整備
- ① 施設が目標とする支援の質を確保するため、必要な人材や人員体制に関する具体的なプランが確立しており、それに基づいた人事管理が実施されている。
 - ② 客観的な基準に基づき、定期的な人事考課が行われている。
 - ③ 職員の就業状況や意向を定期的に把握し、必要があれば改善に取り組む仕組みが構築されている。
 - ④ 職員処遇の充実を図るため、福利厚生や健康を維持するための取組を積極的に行っている。
- (6) 実習生の受入れ
- ① 実習生の受入れと育成について、基本的な姿勢を明確にした体制を整備し、効果的なプログラムを用意する等積極的な取組をしている。
- (7) 標準的な支援方法の確立
- ① 支援について標準的な実施方法を文書化し、職員が共通の認識を持って行っている。
 - ② 標準的な実施方法について、定期的に検証し、必要な見直しを組織的に実施できるよう仕組みを定め、検証・見直しを行っている。
- (8) 評価と改善の取組
- ① 施設運営や支援の内容について、自己評価、第三者評価等、定期的に評価を行う体制を整備し、機能させている。
 - ② 評価の結果を分析し、施設として取り組むべき課題を明確にし、改善策・改善実施計画を立て実施している。

第三者評価基準(母子生活支援施設版)

1 支援

(1) 支援の基本

- ① 母親と子どもそれぞれの個別の課題に対応して、専門的支援を行っている。

(2) 入所初期の支援

- ① 入所に当たり、母親と子どもそれぞれの生活課題・ニーズを把握し、生活の安定に向けた支援を行っている。
- ② 新しい生活環境に適応できるよう、精神的な安定をもたらす支援を行っている。

(3) 母親への日常生活支援

- ① 母親が、安定した家庭生活を営むために必要な支援を行っている。
- ② 母親の子育てのニーズに対応するとともに、子どもとの適切なかかわりができるよう支援している。
- ③ 母親が安定した対人関係を築くための支援を行っている。

(4) 子どもへの支援

- ① 健やかな子どもの育ちを保障するために、養育・保育に関する支援を行っている。
- ② 子どもが自立に必要な力を身につけるために、学習や進路、悩み等への相談支援を行っている。
- ③ 子どもに安らぎと心地よさを与えられるおとなのかかわりや、子どもどうしのつきあいに配慮して、人と人との関係づくりについて支援している。
- ④ 子どもの年齢・発達段階に応じて、性についての正しい知識を得る機会を設け、思いやりの心を育む支援を行っている。

(5) DV被害からの回避・回復

- ① 母親と子どもの緊急利用に適切に対応する体制を整備している。
- ② 母親と子どもの安全確保のために、DV防止法に基づく保護命令や支援措置が必要な場合は、適切な情報提供と支援を行っている。
- ③ 母親と子どもの安全確保を適切に行うために、必要な体制を整備している。
- ④ 心理的ケア等を実施し、DVの影響からの回復を支援している。

(6) 子どもの虐待状況への対応

- ① 被虐待児に対しては虐待に関する専門性を持ってかかわり、虐待体験からの回復を支援している。
- ② 子どもの権利擁護を図るために、関係機関との連携を行っている。

(7) 家族関係への支援

- ① 母親や子どもの家族関係の悩みや不安に対する相談・支援を行っている。

(8) 特別な配慮の必要な母親、子どもへの支援

- ① 障害や精神疾患のある母親や子ども、その他の配慮が必要な母親と子どもに対する支援を適切に行い、必要に応じて関係機関と連携している。

(9) 主体性を尊重した日常生活

- ① 日常生活への支援は、母親や子どもの主体性を尊重して行っている。
- ② 行事などのプログラムは、母親や子どもが参画しやすいように工夫し、計画・実施している。

(10) 就労支援

- ① 母親の職業能力開発や就労支援を適切に行っている。
- ② 就労継続が困難な母親への支援を行い、必要に応じて職場等との関係調整を行っている。

(11) 支援の継続性とアフターケア

- ① 施設の変更又は変更による受入れを行うに当たり、継続性に配慮した対応を行っている。
- ② 母親と子どもが安定した生活を送ることができるよう、退所後の支援を行っている。

2 自立支援計画、記録

(1) アセスメントの実施と自立支援計画の策定

- ① 母親と子どもの心身の状況や、生活状況を把握するため、手順を定めてアセスメントを行い、母親と子どもの個々の課題を具体的に明示している。
- ② アセスメントに基づいて子ども一人一人の自立支援計画を策定するための体制を確立し、実際に機能させている。
- ③ 自立支援計画について、定期的実施状況の振り返りや評価と計画の見直しを行う手順を施設として定め、実施している。

(2) 記録の作成と適正な管理

- ① 母親と子ども一人一人の支援の実施状況を適切に記録している。
- ② 母親と子ども等に関する記録の管理について、規程を定めるなど管理体制を確立し、適切に管理を行っている。
- ③ 母親と子ども等の状況等に関する情報を職員が共有するための具体的な取組を行っている。
- ④ 日々の業務について支援内容を適切に記録し、支援の分析・検証や職員間の情報共有に活用するとともに、説明責任を果たす取組を行っている。

3 権利擁護

(1) 母親と子どもの尊重と最善の利益の考慮

- ① 母親と子どもを尊重した支援についての基本姿勢を明示し、職員が共通の理解を持つための取組を行っている。
- ② 社会的養護が、母親と子どもの最善の利益を目指して行われることを職員が共通して理解し、日々の支援において実践している。
- ③ 母親と子どものプライバシー保護に関する規程・マニュアル等を整備し、職員に周知するための取組を行っている。
- ④ 母親と子どもの思想や信教の自由を保障している。

(2) 母親と子どもの意向や主体性の配慮

- ① 母親と子どもの意向を把握する具体的な仕組みを整備し、その結果を踏まえて、支援の内容の改善に向けた取組を行っている。
 - ② 母親や子どもが、自分たちの生活全般について自主的に考える活動(施設内の自治活動等)を推進し、施設における生活改善に向けて積極的に取り組んでいる。
 - ③ 施設が行う支援について事前に説明し、母親と子どもそれぞれが主体的に選択(自己決定)できるよう支援している。
- (3) 入所時の説明等
- ① 母親と子ども等に対して、支援の内容を正しく理解できるような工夫を行い、情報の提供を行っている。
 - ② 入所時に、施設で定めた様式に基づき支援の内容や施設での約束ごとについて母親と子ども等にわかりやすく説明している。
- (4) 母親や子どもが意見や苦情を述べやすい環境
- ① 母親と子どもが相談したり意見を述べたい時に相談方法や相談相手を選択できる環境を整備し、母親と子どもに伝えるための取組を行っている。
 - ② 苦情解決の仕組みを確立し、母親と子ども等に周知する取組を行うとともに、苦情解決の仕組みを機能させている。
 - ③ 母親と子ども等からの意見や苦情等に対して対応マニュアルを整備し、迅速に対応している。
- (5) 権利侵害への対応
- ① いかなる場合においても、職員等による暴力や脅かし、人格的辱め、心理的虐待、セクシャルハラスメントなどの不適切なかかわりが起こらないよう権利侵害を防止している。
 - ② いかなる場合においても、母親や子どもが、暴力や脅かし、人格を辱めるような不適切な行為を行わないよう徹底している。
 - ③ 子どもに対する暴力や脅かし、人格を辱めるような不適切なかかわりの防止と早期発見に取り組んでいる。

4 事故防止と安全対策

- ① 事故、感染症の発生時など緊急時の母親と子どもの安全確保のために、組織として体制を整備し、機能させている。
- ② 災害時に対する母親と子どもの安全確保のための取組を行っている。
- ③ 母親と子どもの安全を脅かす事例を組織として収集し、要因分析と対応策の検討を行い、母親と子どもの安全確保のためにリスクを把握し対策を実施している。
- ④ 十分な夜間管理の体制を整備している。

5 関係機関連携・地域支援

(1) 関係機関との連携

- ① 施設の役割や機能を達成するために必要となる社会資源を明確にし、児童相談所など関係機関・団体の機能や連絡方法を体系的に明示し、その情報を職員間で共有している。

- ② 児童相談所等の関係機関等との連携を適切に行い、定期的な連携の機会を確保し、具体的な取組や事例検討を行っている。
- (2) 地域社会への参加、交流の促進
 - ① 母親と子どもと地域との交流を大切に、交流を広げるための地域への働きかけを行っている。
 - ② 施設が有する機能を地域に開放・提供する取組を積極的に行っている。
 - ③ ボランティア受入れに対する基本姿勢を明確にし、受入れについての体制を整備している。
- (3) 地域支援
 - ① 地域の具体的な福祉ニーズを把握するための取組を行っている。
 - ② 地域の福祉ニーズに基づき、施設の機能を活かして地域の子育てを支援する事業や活動を行っている。

6 職員の資質向上

- ① 組織として職員の教育・研修に関する基本姿勢が明示されている。
- ② 職員一人一人について、基本姿勢に沿った教育・研修計画が策定され計画に基づいて具体的な取組が行われている。
- ③ 定期的に個別の教育・研修計画の評価・見直しを行い、次の研修計画に反映させている。
- ④ スーパービジョンの体制をつくり、施設全体の支援の質を管理し、職員の援助技術の向上を図っている。

7 施設運営

- (1) 運営理念、基本方針の確立と周知
 - ① 法人や施設の運営理念を明文化し、法人と施設の使命や役割が反映されている。
 - ② 法人や施設の運営理念に基づき、適切な内容の基本方針が明文化されている。
 - ③ 運営理念や基本方針を職員に配布するとともに、十分な理解を促すための取組を行っている。
 - ④ 運営理念や基本方針を母親と子ども等に配布するとともに、十分な理解を促すための取組を行っている。
- (2) 中・長期的なビジョンと計画の策定
 - ① 施設の運営理念や基本方針の実現に向けた施設の中・長期計画が策定されている。
 - ② 各年度の事業計画は、中・長期計画の内容を反映して策定されている。
 - ③ 事業計画を、職員等の参画のもとで策定されるとともに、実施状況の把握や評価・見直しが組織的に行われている。
 - ④ 事業計画を職員に配布するとともに、十分な理解を促すための取組を行っている。
 - ⑤ 事業計画を母親と子ども等に配布するとともに、十分な理解を促すための取組を行っている。

(3) 施設長の責任とリーダーシップ

- ① 施設長は、自らの役割と責任を職員に対して明らかにし、専門性に裏打ちされた信念と組織内での信頼のもとにリーダーシップを発揮している。
- ② 施設長自ら、遵守すべき法令等を正しく理解するための取組を行い、組織全体をリードしている。
- ③ 施設長は、支援の質の向上に意欲を持ち、組織としての取組に十分な指導力を発揮している。
- ④ 施設長は、経営や業務の効率化と改善に向けた取組に十分な指導力を発揮している。

(4) 経営状況の把握

- ① 施設運営をとりまく環境を的確に把握するための取組を行っている。
- ② 運営状況を分析して課題を発見するとともに、改善に向けた取組を行っている。
- ③ 外部監査(外部の専門家による監査)を実施し、その結果に基づいた運営改善が実施されている。

(5) 人事管理の体制整備

- ① 施設が目標とする支援の質を確保するため、必要な人材や人員体制に関する具体的なプランが確立しており、それに基づいた人事管理が実施されている。
- ② 客観的な基準に基づき、定期的な人事考課が行われている。
- ③ 職員の就業状況や意向を定期的に把握し、必要があれば改善に取り組む仕組みが構築されている。
- ④ 職員処遇の充実を図るため、福利厚生や健康を維持するための取組を積極的に行っている。

(6) 実習生の受入れ

- ① 実習生の受入れと育成について、基本的な姿勢を明確にした体制を整備し、効果的なプログラムを用意する等積極的な取組をしている。

(7) 標準的な実施方法の確立

- ① 支援について標準的な実施方法を文書化し、職員が共通の認識を持って支援を行っている。
- ② 標準的な実施方法について、定期的に検証し、必要な見直しを組織的に実施できるよう仕組みを定め、検証・見直しを行っている。

(8) 評価と改善の取組

- ① 施設運営や支援の内容について、自己評価、第三者評価等、定期的に評価を行う体制を整備し、機能させている。
- ② 評価の結果を分析し、施設として取り組むべき課題を明確にし、改善策や改善実施計画を立て実施している。

(参考) 関係条文

社会福祉法（昭和26年法律第45号）

(福祉サービスの質の向上のための措置等)

第七十八条 社会福祉事業の経営者は、自らその提供する福祉サービスの質の評価を行うことその他の措置を講ずることにより、常に福祉サービスを受ける者の立場に立つて良質かつ適切な福祉サービスを提供するよう努めなければならない。

2 国は、社会福祉事業の経営者が行う福祉サービスの質の向上のための措置を援助するために、福祉サービスの質の公正かつ適切な評価の実施に資するための措置を講ずるよう努めなければならない。

児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和23年厚生省令第63号）

(業務の質の評価等)

第二十四条の三 乳児院は、自らその行う法第三十七条に規定する業務の質の評価を行うとともに、定期的に外部の者による評価を受けて、それらの結果を公表し、常にその改善を図らなければならない。

(業務の質の評価等)

第二十九条の三 母子生活支援施設は、自らその行う法第三十八条に規定する業務の質の評価を行うとともに、定期的に外部の者による評価を受けて、それらの結果を公表し、常にその改善を図らなければならない。

(業務の質の評価等)

第四十五条の三 児童養護施設は、自らその行う法第四十一条に規定する業務の質の評価を行うとともに、定期的に外部の者による評価を受けて、それらの結果を公表し、常にその改善を図らなければならない。

(業務の質の評価等)

第七十六条の三 情緒障害児短期治療施設は、自らその行う法第四十三条の五に規定する業務の質の評価を行うとともに、定期的に外部の者による評価を受けて、それらの結果を公表し、常にその改善を図らなければならない。

(業務の質の評価等)

第八十四条の三 児童自立支援施設は、自らその行う法第四十四条に規定する業務の質の評価を行うとともに、定期的に外部の者による評価を受けて、それらの結果を公表し、常にその改善を図らなければならない。

児童福祉法施行規則（昭和23年厚生省令第11号）

第一条の二十八 小規模住居型児童養育事業者は、自らその行う養育の質の評価を行うとともに、定期的に外部の者による評価を受けて、それらの結果を公表し、常にその改善を図るよう努めなければならない。

第三十六条の二十三 児童自立生活援助事業者は、自らその提供する児童自立生活援助の質の評価を行うとともに、定期的に外部の者による評価を受けて、それらの結果を公表し、常にその改善を図るよう努めなければならない。